

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>			<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>		
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	1リットルにつき砒（ひ）素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒（ひ）素として0.1ミリグラム	砒（ひ）素及びその化合物	1リットルにつき砒（ひ）素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒（ひ）素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀	1リットルにつき水銀	1リットルにつき水銀	水銀及びアルキル水銀	1リットルにつき水銀	1リットルにつき水銀

改正後			改正前		
その他の水銀化合物	として0.005ミリグラム	として0.005ミリグラム	その他の水銀化合物	として0.005ミリグラム	として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき0.003ミリグラム	1 リットルにつき0.003ミリグラム	PCB	1 リットルにつき0.003ミリグラム	1 リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.3 ミリグラム	1 リットルにつき0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	四塩化炭素	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム
1、2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	1、2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04 ミリグラム	1 リットルにつき0.04 ミリグラム
1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき1 ミリグラム	1 リットルにつき1 ミリグラム	1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき1 ミリグラム	1 リットルにつき1 ミリグラム
シス—1、2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	シス—1、2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4 ミリグラム	1 リットルにつき0.4 ミリグラム
1、1、1—トリクロロエタン	1 リットルにつき3 ミリグラム	1 リットルにつき3 ミリグラム	1、1、1—トリクロロエタン	1 リットルにつき3 ミリグラム	1 リットルにつき3 ミリグラム
1、1、2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1、1、2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム
1、3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1、3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	1 リットルにつき0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム

改正後			改正前		
シマジン	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき0.03 ミリグラム	1 リットルにつき0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2 ミリグラム	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム	1 リットルにつき0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1 リットルにつきセレン として0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきほう素と して10ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素 として230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム	海域以外の公共用水域 に排出されるもの1リ ットルにつきふっ素と して8ミリグラム。海 域に排出されるもの1 リットルにつきふっ素 として15ミリグラム
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム	アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム	1 リットルにつきアン モニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計量100ミリグラム

改正後			改正前		
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム	ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム	銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。

改正後		改正前	
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	1 リットルにつき砒（ひ）素として0.01ミリグラム	砒（ひ）素及びその化合物	1 リットルにつき砒（ひ）素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム	ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム	四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム	1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム	1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム	1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム	1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム	1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム	1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム

改正後		改正前	
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1ミリグラム	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム	塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム	ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム